

規制改革推進会議
農林水産ワーキング・グループ資料

2020年4月21日

正林国際特許商標事務所

技術標準化事業部長

藤代 尚武

農産物検査制度のJAS化の提案

- 農産物検査法は、「農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長」するための法律であるが、第三者認証のために登録検査機関による「検査」の実施が必要であるとは限らない。
- 「農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保する」ことにより、「農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図」るべく、「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」が存在。
- JAS法は酒・医薬品などを除く全ての農林物資を対象としており、農産物検査法で米穀等のみについて、規格制定することは合理性がない。

（参考1）農産物検査法

（目的）

第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

（参考2）日本農林規格等に関する法律（JAS法）

（目的）

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。

一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの

農産物検査制度のJAS化の提案

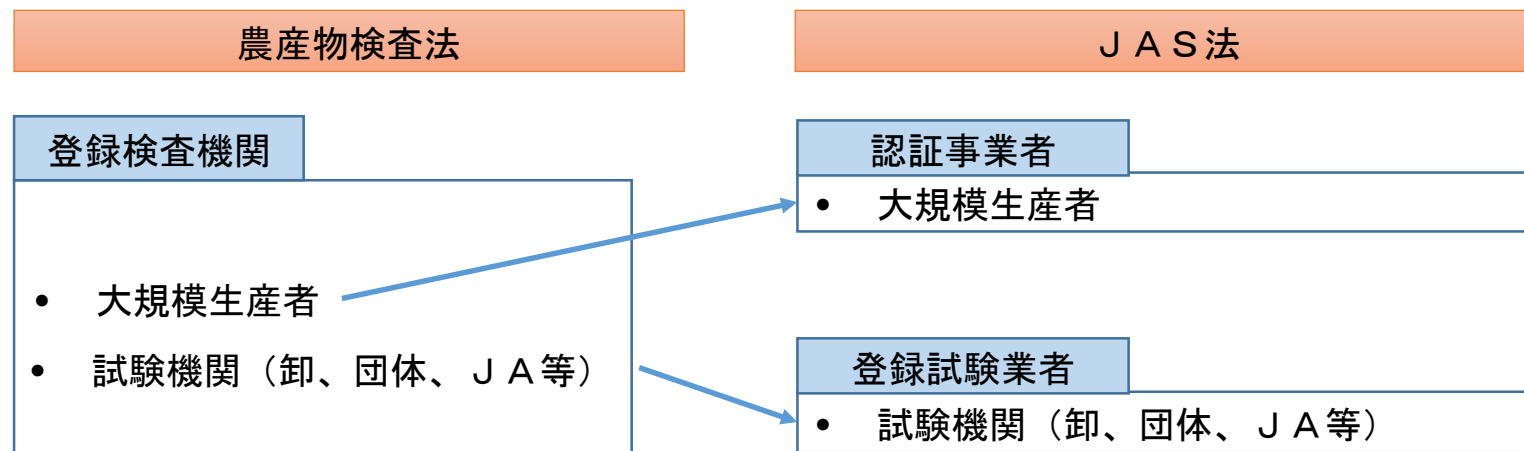
平成29年改正により、JAS法は「民間事業者からの提案による規格化」、「登録試験所制度の導入」により、以下のとおり、農産物検査制度を代替可能になった。

- 米・大豆・小麦などの農産物検査規格をJAS規格として新たに制定する
- 自社による品質保証ができる生産者はJAS法の登録認証機関の認証を受けた認証事業者になる
- 農産物検査法上の登録検査機関はJAS法上の登録試験業者に移行。自社による品質保証ができない生産者はJAS法上の登録試験業者に検査を依頼。

農産物検査法は主に ①国による農産物検査規格の設定、②登録検査機関 を規定しているが、「米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。」と農産物検査を受けることは任意とされている。

→ 農産物検査のJAS化により農産物検査法は不要に。

【JAS化の概要】



農産物検査制度のJAS化の提案

JAS化により「検査コストの削減をはじめ大きなメリットが期待される」

1. 30kgのコメ袋に必ず500gのコメを余分に入れなければならないなど、農産物検査のための非合理的な負担は不要に。
2. 農産物検査の専用資材（コメ袋等）は不要に。
3. 「100袋中18袋から抽出する」、「重量の10,000分の1を抽出する」など根拠が不十分な試験方法が国際的な慣行を踏まえ合理化される。民間の関係者（生産者、ユーザー）が規格原案を作ることによって、①最新の試験手法の迅速な導入、②一律的な抽出方法ではなく一定期間問題がなければ抽出回数、抽出量を軽減するなど合理的な柔軟化策を講ずることも可能である。
4. 「水分等の鑑定方法」等詳細過ぎる検査マニュアルに基づき、穀粒判別機の導入改正が18年ぶりなど新しい検査技術の導入を阻害。JAS化により合理的な検査手法を導入することで正確な検査が低コストで提供可能。
5. 農産物検査制度においては、自社による品質保証を行うことができる生産者であっても、登録検査機関になった場合、①検査員を雇用しなければならない、②他生産者からの検査を受けなければならない、ことから登録検査機関になるインセンティブは低い。JAS制度の下では、登録認証機関の認証を受けた認証事業者となることにより登録認証機関の指導を受けながら、自ら格付けを表示することが可能に。負担感の大きい登録検査機関への輸送も不要に。
6. 安全性規格を導入する場合には、生産者の負担につながらないように、試験方法含む規格の内容についてユーザーの声も踏まえ調整する必要。